

つくば市上下水道審議会（下水道事業第2回）

次 第

日時 令和7年2月26日（水）
午前10時

場所 つくば市役所本庁舎2階
職員研修室1、2

1 開 会

2 議 事

（1）前回の審議会での質疑について（資料1、2）

（2）使用料体系の設定について（資料3）

（3）使用料対象経費とその配賦について（資料4）

3 その他

4 閉 会

資 料 一 覧

つくば市上下水道審議会（下水道事業 第2回）

- 資料1 前回の審議会での質疑について
- 資料2 一般会計繰入金について
- 資料3 使用料体系の設定について
- 資料4 使用料対象経費とその配賦について
- 資料5 スケジュール

つくば市上下水道審議会（下水道事業 第2回） 座席表

場所：職員研修室1、2

スクリーン

PC

プロジェクター

入口

荷物置機

白川会長	
三宮委員	磯野委員
加納委員	柏崎委員
中村委員	竹内委員
皆川委員	宮武委員
阿久津委員	高野委員
高田委員	五頭委員
平井委員	瀧田委員

荷物置機

入口

上下水道局 中泉局長	上下水道局 小吹次長	上下水道局 渡辺統括監	下水道総務課 桜井課長	下水道総務課 山下補佐	下水道総務課 小野瀬係長	上下水道業務課 兼平課長	下水道工務課 富田課長
下水道総務課 土田主任	下水道総務課 藤井主事	下水道総務課 荒木係長	下水道総務課 佐伯主査	上下水道業務課 望月係長	上下水道業務課 栗原補佐	下水道工務課 青柳補佐	下水道工務課 橋本係長
水道総務課 水橋課長	水道総務課 石渡補佐	水道総務課	水道総務課	委託業者	委託業者	下水道工務課 小松係長	下水道工務課 北沢係長

ベルトパーテーション

傍聴人席

つくば市上下水道審議会 委員名簿

任期：２年（令和７年１月28日から令和９年１月27日まで）

氏 名	ふりがな	所 属 等	条例中の規定	
白川 直樹	しらかわ なおき	筑波大学システム情報系 准教授	学識経験者	１号
三宮 武	さんのみや たけし	国土交通省国土技術政策総合研究所 上下水道研究部長	学識経験者	１号
加納 誠介	かのう せいすけ	国立研究開発法人産業技術総合研究所 つくばセンター次長	学識経験者	１号
中村 道子	なかむら みちこ	公認会計士	学識経験者	１号
皆川 幸枝	みながわ ゆきえ	元つくば市議会都市建設委員会委員長	学識経験者	１号
阿久津 裕子	あくつ やすこ		市民	２号
高田 佳恵子	たかだ かえこ		市民	２号
平井 美季	ひらい みき		市民	２号
瀧田 風歌	たきた ふうか		市民	２号
五頭 泰誠	ごとう やすまさ	つくば市議会議員	市議会の議員	３号
高野 文男	たかの ふみお	つくば市議会議員	市議会の議員	３号
宮武 晃司	みやたけ こうじ	筑波研究学園都市交流協議会 企画調整委員会長 （国土交通省国土技術政策総合研究所 研究総務官）	関係行政機関の職員	４号
竹内 秀治	たけうち ひではる	つくば市工業団地企業連絡協議会 （荒川化学工業株式会社）	関係行政機関の職員	４号
柏崎 元治	かしわざき げんじ	茨城県企業局県南水道事務所長	関係行政機関の職員	４号
磯野 健寿	いその けんじ	茨城県流域下水道事務所長	関係行政機関の職員	４号

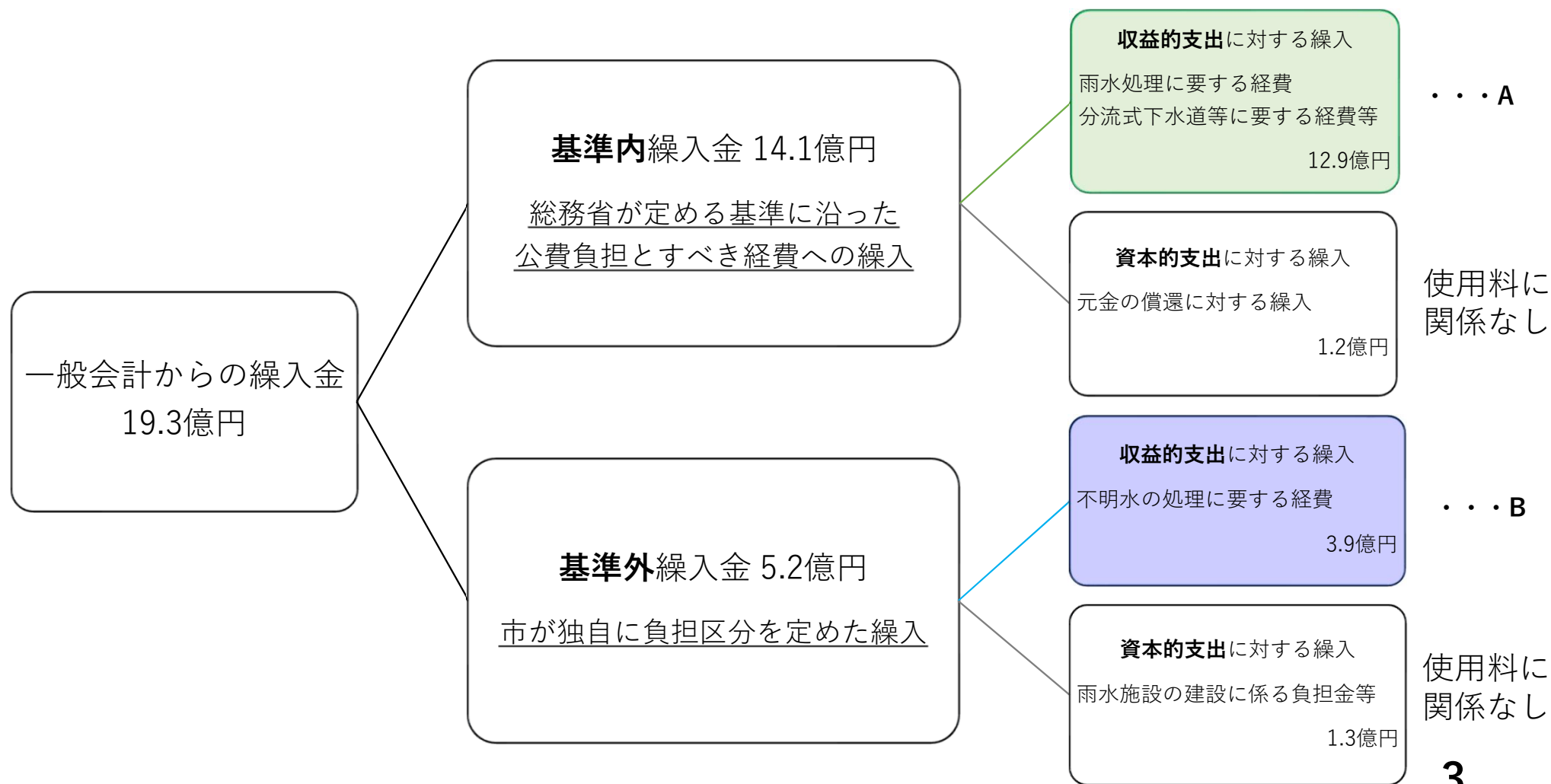
（敬称略）

前回の審議会での 質疑について

前回いただいたご質問

項目	内容	回答
一般会計繰入金	基準内・基準外繰入金（特に雨水関係）と 使用料算定との関係について	資料 1 でご説明します。
審議の内容	体系について議論する必要性、 問題点がどこにあるのか	資料 3 でご説明します。
水量データ	一般家庭や事業など、 用途別の水量や使用料の情報	資料 3 でご説明します。
固定費と変動費	つくば市の割合、他自治体との比較 等の情報	資料 4 でご説明します。

一般会計繰入金と下水道使用料について



一般会計繰入金と下水道使用料について

収益的支出

維持管理費	資本費
流域下水道維持管理費	減価償却費
管路、ポンプ場、雨水施設の維持管理費	支払利息
職員の人件費	

財源（収益的収入）



下水道使用料

A 基準内繰入金（雨水処理に要する経費 他）
B 基準外繰入金（不明水の処理に要する経費）
 長期前受金戻入

資本的支出

建設改良費	企業債償還
管路、ポンプ場、雨水施設の新設・改築費	元金の償還
TX関連下水道費	
流域下水道建設負担金	

財源（資本的収入）



企業債借入、国庫補助金、
 県負担金、受益者負担金
 基準内繰入金（元金償還に対する繰入）
 基準外繰入金（雨水施設の建設に係る負担金等）
 自己財源

繰入金と下水道使用料について

(金額は令和5年度)

	収益的支出							
全体の 経費	維持管理費 27.9億円				資本費 75.5億円			
	雨水 処理費 0.7億円	汚水処理費 27.2億円			減価償却費 (雨水) 27.8億円	減価償却費、支払利子 (汚水) 47.7億円		
控除する 経費を算出	公費負担経費 1.0億円 A			長期 前受金 戻入 24.7億 円	公費 負担 3.1億 円 A	長期前受金 戻入 24.2億円	公費 負担 経費 8.8億円 A	
使用料対象 経費を算出	使用料の対象と ならない経費 1.0億円		使用料対象経費 26.9億円		使用料の対象と ならない経費 60.8億円		使用料対象経費 14.7億円	
適切な財源 を充当	基準内繰入金 (A) 充当1.0億円		使用料収入充当 26.9億円		基準内繰入金 (A) 充当 11.9億円		使用料収入充当 12.7億円	不足
					長期前受金戻入充当 48.9億円			
基準外繰入 金を充当								基準外繰入 3.9億円 (不明水) B

一般会計繰入金（総務省基準）資料2 P4～12

（単位：円）

1. 雨水処理に要する経費
2. 分流式下水道等に要する経費
3. 流域下水道の建設に要する経費
4. 下水道に排除される下水の
規制に関する事務に要する経費
5. 水洗便所に係る改造命令等に
関する事務に要する経費
6. 不明水の処理に要する経費
7. 高度処理に要する経費
8. 高資本費対策に要する経費
9. 広域化・共同化の推進に要する経費
10. 地方公営企業法の適用に要する経費
11. 小規模集合排水処理施設整備事業に要する経費
12. 個別排水処理施設整備事業に要する経費
13. 下水道事業（特別措置分）の償還に要する経費
14. その他
15. 児童手当（ほかの事業と共通）

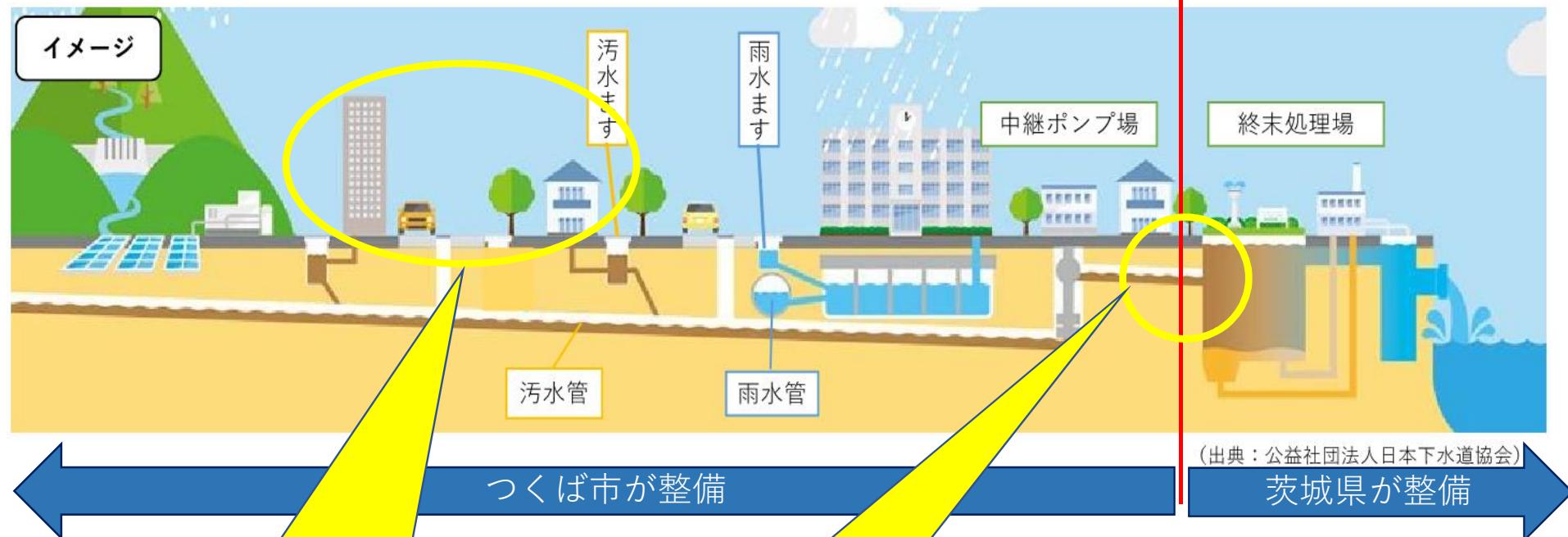
基準	繰出項目 (略称)	対象経費	5年度繰入額		分類
総 務 省 基 準	雨水処理に要する経費	雨水管理費	382,101,378	71,758,000	収益的收入
		雨水資本費		310,343,378	収益的收入
	分流式下水道等経費	汚水資本費	852,285,350	852,285,350	収益的收入
	流域下水道経費	流域下水道事業債利子	43,390,377	9,163,956	収益的收入
		流域下水道事業債元金		34,226,421	資本的收入
	下水道規制事務経費	水質検査業務委託料	5,851,000	5,851,000	収益的收入
	水洗便所改造経費	排水設備設置事業費補助金の2分の1		922,000	収益的收入
		水洗便所改造利子補給金の2分の1	10,355,000	5,000	収益的收入
		排水設備検査手数料の2分の1		9,428,000	収益的收入
	高度処理経費	維持管理費分の2分の1	19,092,000	9,916,000	収益的收入
		資本費(元利相当分)の2分の1		9,176,000	収益的收入
	地方公営企業法適用経費	公営企業適用債(利子)	15,376,028	212,918	収益的收入
		公営企業適用債(元金)		15,163,110	資本的收入
	その他	下水道事業債(普及特別対策分)利子の55%	83,928,796	8,063,816	収益的收入
		下水道事業債(普及特別対策分)元金の55%		57,185,318	資本的收入
		下水道事業債(臨時措置分)利子		2,013,398	収益的收入
		下水道事業債(臨時措置分)元金		16,285,726	資本的收入
		下水道事業債(特別措置分)利子		380,539	収益的收入
		下水道事業債(特別措置分)元金		0	資本的收入
	児童手当に要する経費	児童手当に要する経費	1,772,000	1,772,000	収益的收入
	小計(児童手当含む)		1,414,151,929	1,414,151,929	

一般会計繰入金（つくば市基準）資料2 P13～

（単位：円）

基準	繰出項目 (略称)	対象経費	5年度繰入額	分類
つくば市基準	不明水処理における雨水経費	不明水の処理に要する経費	388,933,000	収益的收入
	企業債元金償還における雨水経費	元金償還のうち雨水施設相当額	50,430,000	資本的收入
	職員人件費における雨水経費	4条人件費のうち雨水相当額	27,885,000	資本的收入
	雨水建設改良負担金	雨水建設改良費	52,950,000	資本的收入
	小計		520,198,000	

基準外（つくば市基準）繰入金の「不明水」



メーターで使用水量を計測

排除量を計測

排除量－使用水量＝
汚水管に侵入した雨水・地下水等＝
「不明水」

資料2
一般会計繰入金について

総 財 公 第 26 号
令和 6 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 }
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

総務副大臣 馬場 成志
(公 印 省 略)

令和 6 年度の地方公営企業繰出金について（通知）

標記の件につきまして、別紙のとおり定めましたので、通知します。

(別紙)

令和6年度の地方公営企業繰出金について

最近における社会経済情勢の推移、地方公営企業の現状にかんがみ、地方公営企業法等に定める経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため、毎年度地方財政計画において公営企業繰出金を計上することとしています。

その基本的な考え方は、下記のとおりですので、地方公営企業の実態に即しながら、運営していただくようお願いします。

なお、一般会計がこの基本的な考え方に沿って公営企業会計に繰出しを行ったときは、その一部について地方交付税等において考慮するものですので、御承知願います。

貴都道府県内市町村等に対しましても、周知されるようお願いします。

記

第1 上水道事業

1 消火栓等に要する経費

(1) 趣旨

公共消防のための消火栓に要する経費その他水道を公共の消防の用に供するために要する経費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

消火栓の設置及び管理に要する経費、消火栓の設置に伴う水道管の増設、口径の増大等に要する経費等に相当する額とする。

2 公共施設における無償給水に要する経費

(1) 趣旨

公園その他の公共施設において水道を無償で公共の用に供するために要する経費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

公共施設において水道を無償で公共の用に供するための施設の設置及び管理に要する経費に相当する額とする。

対策等に要する経費として当該年度における営業費用の 30%とする。

2 市場の建設改良に要する経費

(1) 趣旨

卸売市場の建設に伴う資本費の増嵩に対処するため、企業債の元利償還金の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

市場施設の建設改良に係る企業債の元利償還金（P F I 事業に係る割賦負担金を含む。）の 2 分の 1 とする。

第 7 下水道事業

1 雨水処理に要する経費

(1) 趣旨

雨水処理に要する経費について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

雨水処理に要する資本費及び維持管理費に相当する額とする。

2 分流式下水道等に要する経費

(1) 趣旨

分流式下水道（「公共下水道事業繰出基準の運用について」（昭和 56 年 6 月 5 日付け自治準企第 153 号）に基づくものをいう。）等に要する資本費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

分流式の公共下水道（特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を除く。）並びに特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、特定地域生活排水処理施設、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

3 流域下水道の建設に要する経費

(1) 趣旨

広域的な水質保全を図る観点から流域下水道（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 4 号イに該当するものに限る。）の整備を推進するため、建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

都道府県にあっては、流域下水道の当該年度の建設改良費から当該建設改良に係る国庫補助金及び市町村からの建設費負担金を控除した額の40%（単独事業に係るものにあつては10%）、市町村にあっては、都道府県の流域下水道に対して支出した建設費負担金の40%（単独事業に係るものにあつては10%）とする。ただし、平成12年度から令和6年度までの各年度に実施する事業にあっては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

4 下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費

（1）趣旨

公共用水域の水質保全に資するために行う下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費について繰り出すための経費である。

（2）繰出しの基準

特定施設の設置の届出の受理、計画変更命令、改善命令等に関する事務、排水設備等の検査に関する事務及び除害施設に係る指導監督に関する事務（専ら下水道の施設又は機能の保全のために行う事務を除く。）に要する経費に相当する額とする。

5 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費

（1）趣旨

水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

（2）繰出しの基準

水洗便所への改造命令及び排水設備に係る監督処分に関する事務に要する経費の2分の1とする。

6 不明水の処理に要する経費

（1）趣旨

不明水の処理に要する経費について繰り出すための経費である。

（2）繰出しの基準

計画汚水量を定めるときに見込んだ地下水量を超える不明水の処理に要する維持管理費に相当する額とする。

7 高度処理に要する経費

（1）趣旨

下水の高度処理に要する経費の一部について繰り出すための経費であ

る。

(2) 繰出しの基準

下水の高度処理に要する資本費及び維持管理費（特定排水に係るものを除く。）に相当する額の一部（2分の1を基準とする。）とする。

8 高資本費対策に要する経費

(1) 趣旨

自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が著しく高額となっている下水道事業について、資本費負担の軽減を図ることにより経営の健全性を確保することを目的として、資本費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 繰出しの対象となる下水道事業は、前年度末時点で経営戦略を策定している次の事業とする。

ただし、平成22年国勢調査において人口3万人以上の市町村（構成市町村の人口合計が3万人以上の一部事務組合及び広域連合を含む。）が実施する公共下水道及び特定環境保全公共下水道にあつては、地方公営企業法を適用している事業に限る。

(ア) 供用開始30年未満の下水道事業（特定公共下水道及び流域下水道を除く。）のうち前々年度における有収水量1m³当たりの算定対象資本費（資本費から、雨水処理に要する資本費及び分流式下水道等に要する資本費に処理区域内人口密度の段階等に応じ次の表に定める率を乗じて得た額を控除した額とする。）が47円以上かつ有収水量1m³当たりの使用料が150円以上の事業

処理区域内人口密度(人/ha)	乗率
25 未満	0.6
25 以上 50 未満	0.5
50 以上 75 未満	0.4
75 以上 100 未満	0.3
100 以上	0.2
特定環境保全公共下水道等	0.6

※ 特定環境保全公共下水道等とは、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、特定地域生活排水処理施設、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設をいう。

(イ) 複数の下水道事業が事業統合をした下水道事業であって、平成 30 年 4 月 2 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に統合後の供用を開始したもののうち、統合前の下水道事業が（ア）を満たす場合（この場合において、（ア）中「前々年度」とあるのは「統合前年度」と読み替えるものとする。）

(ウ) 「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」（平成 30 年 1 月 17 日付け総財準第 1 号、29 農振第 1698 号、29 水港第 2464 号、国下事第 56 号、環循適発第 1801171 号）により策定した「広域化・共同化計画」に基づき、複数の下水道事業が事業統合をした下水道事業（一部の処理区を他事業に統合した場合を含む。）であって、令和 4 年 4 月 1 日以降に統合後の供用を開始したもののうち、統合前の接続元下水道事業が（ア）を満たす場合（この場合において、（ア）中「前々年度」とあるのは「統合前年度」と読み替えるものとする。）

イ 繰出しの基準額は、次に掲げる額の合計額とする。

(ア) ア（ア）に該当する事業については、前々年度における有収水量 1 m^3 当たりの算定対象資本費のうち 47 円を超える額（次の表に定める算定対象資本費の段階ごとに、それぞれの段階に応じて定める率を乗じて得た額の合算額）に、前々年度における年間有収水量を乗じて得た額とする。ただし、前々年度における有収水量 1 m^3 当たりの使用料が 206 円未満の場合、当該使用料を 206 円で除して得た率を乗じて得た額

地方公営企業法を適用している企業		地方公営企業法を適用しない企業	
算定対象資本費（円/ m^3 ）	乗率	算定対象資本費（円/ m^3 ）	乗率
47 以上 70 未満	0.8	47 以上 70 未満	0.8
70 以上 141 未満	0.85	70 以上 282 未満	0.85
141 以上	0.95	282 以上	0.95

(イ) ア（イ）に該当する事業については、統合前の下水道事業がなお統合前の処理区域をもって存続した場合に（ア）により算定した基準額（この場合において、（ア）中「前々年度」とあるのは「統合前年度」と読み替えるものとする。）の合計額から複数の下水道事業が事業統合をした下水道事業に係る（ア）により算定した基準額（基準額が生

じない場合は0)を控除した額に、次の表の率を乗じて得た額

経過年度の区分	乗率
供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して1年目から5年目までの年度	1.0
供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して6年目の年度	0.9
供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して7年目の年度	0.7
供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して8年目の年度	0.5
供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して9年目の年度	0.3
供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して10年目の年度	0.1

(ウ) ア(ウ)に該当する事業のうち、統合前の接続元下水道事業が供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して、20年目以降に統合後の供用を開始したものについては、統合前の下水道事業がなお統合前の処理区域をもって存続した場合に(ア)により算定した基準額(この場合において、(ア)中「前々年度」とあるのは「統合前年度」と読み替えるものとする。)の合計額から複数の下水道事業が事業統合をした下水道事業(一部の処理区を他事業に統合した場合を含む。)に係る(ア)により算定した基準額(一部の処理区を統合した場合にあっては、接続元下水道事業(存続した部分)に係る(ア)により算定した基準額を含む。基準額が生じない場合は0)を控除した額に、(イ)の表の率を乗じて得た額

(エ) ア(ウ)に該当する事業のうち、統合前の接続元下水道事業が供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して、20年目に達するまでに統合後の供用を開始したものについては、統合前の下水道事業がなお統合前の処理区域をもって存続した場合に(ア)により算定した基準額(この場合において、(ア)中「前々年度」とあるのは「統合前年度」と読み替えるものとする。)の合計額から複数の下水道事業が事業統合をした下水道事業(一部の処理区を他事業に統合した場合を含む。)に係る(ア)により算定した基準額(一部の処理区を統合した場合にあっては、接続元下水道事業(存続した部分)に係る(ア)

により算定した基準額を含む。基準額が生じない場合は0)を控除した額に、次の表の率を乗じて得た額

経過年度の区分	乗率
供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して1年目から5年目までの年度	1.0
供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して6年目から統合前の接続元下水道事業が供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して29年目までの年度	$1 - \frac{\alpha - (\beta + 5)}{30 - (\beta + 5)}$ α : 統合前の接続元下水道事業が供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して当該年度までの年数 β : 統合前の接続元下水道事業が供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して統合後の供用を開始した日の属する年度までの年数

9 広域化・共同化に要する経費

(1) 趣旨

広域化・共同化に要する資本費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 平成30年度以前に発行した下水道事業債(広域化・共同化分)の元利償還金の55%に相当する額とする。

イ 「広域化・共同化計画」に基づき令和元年度以降に実施する広域化・共同化に要する資本費に次の率を乗じて得た額とする。

(ア) 合流式の公共下水道 7/10

(イ) 分流式の公共下水道

次に掲げる処理区域内人口密度に応じた率

- ① 25人/ha未満であるもの 8/10
- ② 25人/ha以上 50人/ha未満であるもの 7/10
- ③ 50人/ha以上 75人/ha未満であるもの 6/10
- ④ 75人/ha以上 100人/ha未満であるもの 5/10

⑤ 100 人/ha 以上であるもの 4/10

(ウ) 公共下水道以外 8/10

※ 公共下水道以外とは、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設をいう。

ウ 「広域化・共同化計画」に基づき令和4年度以降に実施する事業のうち、公共下水道等（流域下水道を除く。）を流域下水道へ接続するために市町村（下水道事業を経営する一部事務組合を含む。）が実施する施設等の整備事業については、資本費にイで定める率に1/10を加えた率を乗じて得た額とする。

1 0 地方公営企業法の適用に要する経費

(1) 趣旨

経理内容の明確化、透明性の向上等を図る観点から下水道事業への地方公営企業法の適用を推進するため、地方公営企業法の適用に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

地方公営企業法の適用に要する経費に充当した下水道事業債の元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

1 1 小規模集合排水処理施設整備事業に要する経費

(1) 趣旨

小規模集合排水処理施設整備事業実施要綱（平成6年2月24日付け自治準企第5号）により整備される汚水等を集合的に処理する施設等の建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

建設改良に要する経費の30%とする。

ただし、平成9年度から令和6年度までの各年度に実施する事業にあつては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

1 2 個別排水処理施設整備事業に要する経費

(1) 趣旨

個別排水処理施設整備事業実施要綱（平成6年2月24日付け自治準企第7号）により整備される個別合併処理浄化槽の建設改良費の一部につ

いて繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

建設改良に要する経費の 30%とする。

ただし、平成 9 年度から令和 6 年度までの各年度に実施する事業にあつては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

1 3 下水道事業債（特別措置分）の償還に要する経費

(1) 趣旨

平成 18 年度の下水道事業に係る地方財政措置の変更に伴い発行した下水道事業債（特別措置分）の元利償還金について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

下水道事業債（特別措置分）の元利償還金に相当する額とする。

1 4 その他

(1) 趣旨

下水道普及特別対策要綱（平成 8 年 4 月 1 日付け自治準企第 93 号）により実施された事業に係る下水道事業債（普及特別対策分）並びに緊急下水道整備特定事業実施要綱（平成 8 年 4 月 1 日付け建設省都下公発第 145 号及び自治準第 90 号共同通知）及び農業集落排水緊急整備事業実施要綱（平成 5 年 4 月 1 日付け 5 構改 D 第 41 号及び自治準企第 90 号共同通知）により実施された事業に係る下水道事業債（臨時措置分）並びに平成 5 年度の国庫補助負担率の恒久化に伴い、平成 12 年度までに許可された下水道事業債（特例措置分）の元利償還金について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 下水道事業債（普及特別対策分）の元利償還金の 55%に相当する額とする。

イ 下水道事業債（臨時措置分）及び下水道事業債（特例措置分）の元利償還金に相当する額とする。

第 8 港湾整備事業

離島における旅客上屋の整備に要する経費

(1) 趣旨

離島における旅客上屋の整備促進を図るため、企業債の元利償還金の

り入れられた額を除く。)の経常費用に対する不足額(以下「経常収支の不足額」という。)を生じているもの又は前年度において繰越欠損金があるものとする。

イ 繰出しの基準額は、アの事業の職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担額(前々年度における経常収支の不足額又は前年度における繰越欠損金のいずれか多い額を限度とする。)とする。

4 地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費

(1) 趣旨

地方公営企業職員に係る児童手当法(昭和46年法律第73号)に規定する児童手当の給付に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

繰出しの対象となる経費は、次に掲げる地方公営企業職員に係る児童手当の給付に要する経費の合計額とする。

ア 3歳に満たない児童に係る給付に要する経費(ウに掲げる経費を除く。)の15分の8

イ 3歳以上中学校修了前の児童に係る給付に要する経費(ウに掲げる経費を除く。)

ウ 児童手当法附則第2条に規定する給付に要する経費

5 臨時財政特例債の償還に要する経費

(1) 趣旨

臨時財政特例債の元利償還金について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

公営企業会計において発行した臨時財政特例債の元利償還金に相当する額とする。

6 地方公営企業法の適用に要する経費(簡易水道事業及び下水道事業を除く。)

(1) 趣旨

経理内容の明確化、透明性の向上等を図る観点から地方公営企業法の適用を推進するため、地方公営企業法の適用に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

地方公営企業法の適用に要する経費に係る企業債元利償還金の2分の

令和5年度つくば市下水道事業経営基盤安定化繰入金基準

令和5年度つくば市下水道事業経営基盤安定化繰入金（以下「繰入金」という。）に関して、次のとおり基準を定める。

（目的）

第1条 雨水経費の公費負担の原則に準じて、つくば市における下水道事業への繰入金基準を明確化することで予算措置の透明性を高めるとともに、下水道事業の経営基盤の安定化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この基準において「繰入金」とは、毎年度総務副大臣が定める「地方公営企業繰出金について」（以下「総務省基準」という。）に基づくものとは別に、つくば市において定める繰入金のことをいう。

2 この基準において「雨水経費」とは、雨水処理又は雨水施設の建設等に要する経費（雨水資産割合による理論値を含む。）等をいう。

3 この基準において「不明水」とは、雨水とし、「不明水量」とは、排水量から有収水量を除いたものをいう。

4 この基準において「汚水処理原価」とは、汚水処理費を有収水量で除したものをいう。

5 この基準において「雨水資産額」とは、総資産額から汚水資産額を除いたものとし、その割合を「雨水資産割合」という。

（繰入金の額）

第3条 本年度の繰入金の額は、第4条から第7条までの各条において算出した額の合計額とする。

2 前項における繰入金の算出にあたっては、別表を使用するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、繰入金の額は予算額を限度とする。

（繰入金の算出方法 1 不明水処理における雨水経費）

第4条 不明水処理における雨水経費は、不明水量に汚水処理原価を乗じた後、算出期間に応じた年度で除して平均値を算出するものとする。

2 前項における不明水量は前々年度（繰入金を繰り入れた日の属する会計年度の前々年度。以下同じ。）から5年度分とし、汚水処理原価は前々年度から5年度分の汚水処理費の合計を前々年度から5年度分の有収水量の合計で除して算出する

ものとする。

- 3 汚水処理原価は小数点第2位を四捨五入し、最終的な繰入金は千円未満を切り捨てるものとする。

(繰入金の算出方法2 企業債元金償還における雨水経費)

第5条 企業債元金償還における雨水経費は、企業債償還元金（総務省基準に基づく繰入金、本年度における資本費平準化債起債額及びその償還元金、並びに特別措置分起債額及びその償還元金を除く。）に雨水資産割合を乗じて得た額から、雨水分の減価償却費（雨水分の長期前受金戻入を除く。）を除いて算出するものとする。

- 2 前項における企業債償還元金及び減価償却費は本年度当初予算の額とし、雨水資産割合の算出における資産額は前年度決算見込額とする。
- 3 第1項の算出過程においては、千円未満を切り捨てるものとする。

(繰入金の算出方法3 職員人件費における雨水経費)

第6条 職員人件費における雨水経費は、管路建設改良費及びポンプ場建設改良費に関する職員人件費に雨水資産割合を乗じて算出するものとする。

- 2 前項における職員人件費は本年度当初予算の額とし、雨水資産割合の算出における資産額は前年度決算見込額とする。
- 3 第1項で算出した繰入金は、千円未満を切り捨てるものとする。

(繰入金の算出方法4 雨水建設改良費における雨水経費)

第7条 雨水建設改良費における雨水経費は、全額、公費負担とする。

- 2 前項における雨水建設改良費は本年度当初予算の額とする。

(有効期間)

第8条 本基準の有効期間は、決裁の日から令和6年（2024年）3月31日までとする。

(次年度基準)

第9条 毎年度、予算編成時等に、つくば市下水道事業の決算、経営状況及び資金計画等を鑑み、繰入金基準を見直すものとする。

(その他)

第10条 疑義が生じた場合は、関係部署とその都度協議し、決定するものとする。

別表（第3条関係）

繰入金の額	520,198 千円
内訳 第4条関係 ⑤	388,933 千円
第5条関係 ⑬	363,410 千円
第6条関係 ⑤	27,885 千円
第7条関係 ①	52,950 千円
第3条第3項関係（予算超過分）	▲ 312,980 千円

第4条関係（不明水処理における雨水経費）

① 過去5年度分の不明水量	11,743,166 m ³	前々年度から
② 過去5年度分の污水处理費	21,061,554 千円	前々年度から
③ 過去5年度分の有収水量	127,201,747 m ³	前々年度から
④ 污水处理原価 ②÷③	165.6 m ³ /円	四捨五入
⑤ 繰入金 ①×④÷5 年	388,933 千円	千円未満切り捨て

第5条関係（企業債元金償還における雨水経費）

① 企業債償還元金	2,395,924 千円	本年度当初予算
② 総務省基準で算入済みの償還元金	122,861 千円	本年度当初予算
③ 資本費平準化債の償還元金	0 千円	本年度当初予算
④ 特別措置分の償還元金	0 千円	本年度当初予算
⑤ 資本費平準化債起債額	362,000 千円	本年度当初予算
⑥ 特別措置分起債額	84,429 千円	本年度当初予算
⑦ ①－(②+③+④+⑤+⑥)	1,826,634 千円	
⑧ 総資産額（污水+雨水）	189,970,353 千円	本年度期首
⑨ 雨水資産額	70,070,658 千円	本年度期首
⑩ ⑦÷⑧×⑨	673,754 千円	千円未満切捨て
⑪ 減価償却費（雨水分）	2,782,434 千円	本年度当初予算
⑫ 長期前受金戻入（雨水分）	2,472,090 千円	本年度当初予算
⑬ 繰入金 ⑩－(⑪－⑫)	363,410 千円	

第6条関係（職員人件費における雨水経費）

① 管路建設改良費分	67,251 千円	本年度当初予算
② ポンプ場建設改良費分	8,351 千円	本年度当初予算
③ 総資産額（污水+雨水）	189,970,353 千円	本年度期首
④ 雨水資産額	70,070,658 千円	本年度期首
⑤ 繰入金 (①+②) ÷ ③ × ④	27,885 千円	千円未満切り捨て

第7条関係（雨水建設改良費における雨水経費）

① 雨水建設改良費（＝繰入金）	52,950 千円	本年度当初予算
-----------------	-----------	---------

使用料体系の 設定について

使用料改定に必要な項目

項目	内容	実施状況	備考
A 財政計画の策定・確認	施設の整備・管理計画、 排水需要の予測	経営戦略で 実施済み	
B 使用料算定期間の設定	使用料対象経費を積算する期間の設定	経営戦略で 実施済み	経営戦略に基づき、次回改定 までの5年間（R8～R12）で 設定
C 使用料対象経費の算定	経営戦略で算定した 維持管理費・資本費を用いて、 使用料対象経費を細分化	本審議会で 再度算定 （分解）	使用料体系の金額設定に必要 第3回で提示
D 収支過不足の確認、 改定率の算出	使用料改定率のケース設定	経営戦略で 実施済み	
E 使用料体系の検討	基本的な「体系」の選択、 体系内での詳細（金額）の設定	本審議会で 実施	第2回で「体系」を選択 第3回以降で金額を設定

使用料体系とは

- 汚水処理に必要となる使用料で賄うべき経費（以下、使用料対象経費）を個々の使用者（一般家庭、事業者などの下水道ユーザー）に対して、どのように配賦し、負担して頂くかということを体系化したものです。

- 使用料は、次の原則によって定めなければならない（下水道法第20条第2項）
 - 使用者が排除した下水の量および質等に応じた妥当な使用料であること
 - 特定の使用者に対して不当な差別的取り扱いをする使用料であってはならないこと
 - 定率又は定額をもって明確に定めること

つくば市の使用料体系

基本使用料 (2ヶ月)	+	従量使用料 (1 m ³ につき)	
500円		排水量 (2ヶ月)	使用料金
		1 m ³ ~ 40 m ³	130円
		41 m ³ ~ 200 m ³	140円
		201 m ³ ~	150円

※消費税抜き

累進度 = 1.15

⇒ 従量使用料の最大・最小値の比

最大値：150円/m³

最小値：130円/m³

$150 \div 130 = 1.15$

累進区分 = 3

⇒ 従量使用料の区分の数

★下水道使用料計算例・・・排水量：55 m³ / 2ヶ月 の場合

A 定額の基本使用料：500円

B 1~40 m³ : 1 m³当たりの従量使用料⇒130円/ m³ × 40 m³ = 5,200円

C 41~55 m³ : 1 m³当たりの従量使用料⇒140円/ m³ × (55 - 40) m³ = 2,100円

A : 500 + B : 5,200 + C : 2,100 = 7,800円 (税抜)、8,580円 (税込)

※調定

2カ月に1度各家庭等の水道メーター等を読み取り、2か月間で使用した水量から使用料を算定すること
(=有収水量=使用料の対象となる水量)

検針票 (調定)

おとな2人、
こども3人の
例

使用水量・料金のお知らせ

つくば市 [住所]

令和7年 1-2 月分 使用期間 12/10 ~ 2/10

水道		水道以外の水量 (井戸水等)	
今回指針	904 m ³	***** m ³	
(-) 前回指針	855 m ³	***** m ³	
(+) 旧メーター水量		***** m ³	
水量合計	49 m ³	***** m ³	

水道料金	49 m ³	8,162 円
消費税 10 %	(うち消費税相当額)	742 円
下水道使用料	49 m ³	7,656 円
消費税 10 %	(うち消費税相当額)	766 円
合計金額		15,866 円

(消費税相当額を含みます)

口座振替の方は 3月6日 に振替させていただきます。
このお知らせで料金を徴収することはなく、また料金を払い込むこともできません。

お客様番号	上水メーター番号	口径
[住所]	[メーター番号]	20

検針日 令和7年2月10日 検針員 [検針員名]

登録番号 [登録番号] 登録補助番号 [登録補助番号]

通信欄
転居等により上下水道を中止する際は中止届が必要になります。また、日曜日は休業日となりました。ご注意ください。受付時間は、8:45~16:30となります。

口座振替済みのお知らせ
振替日 令和7年1月6日

令和6年 1-12 月分 使用期間 10/11 ~ 12/9

水道料金	47 m ³	7,766 円
消費税 10 %	(うち消費税相当額)	766 円
下水道使用料	47 m ³	7,348 円
消費税 10 %	(うち消費税相当額)	668 円
合計金額		15,114 円

指定口座より、上記金額を領収いたしました。
つくば市水道事業企業出納員
○上記の金額には消費税相当額が含まれております。

2か月に
1回検針

2か月の水量
49m³

水量に応じた
上・下水道料金
水道 7,420円 (税抜)
下水道 6,960円 (税抜)
500円 +
130円/m³ × 40m³ +
140円/m³ × 9m³ =
6,960円

◎お願い

使用の開始、廃止、使用者の転居等による異動、用途の変更については、必ず4、5日前までにつくば市水道お客様センターへご連絡ください。また、給水装置の所有権移転については、移転後速やかに給水装置所有権取得届を、上下水道業務課給水係に提出してください。

◎漏水にご注意

★配管が古くなったり、凍結などにより地中や床下で漏水することがあります。自宅の蛇口を全部しめて、水道メーターのバロイロットが回っている場合は漏水している可能性があります。★漏水等を発見した場合は、つくば市指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。

■水道料金(2ヶ月当たり)

口径mm	基本料金 金額(円)	従量料金(1m ³ 当たり)				
		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
13	2,840	21m ³ から				
20	3,300	40m ³ まで				
25	5,500	154円	41m ³ から	31m ³ から	201m ³ から	1,301m ³
30	7,150	1m ³ から	83m ³ まで	200m ³ まで	1,000円	以上
40	15,400	40m ³ まで	154円	242円	266円	330円
50	33,000	154円				

これ以上の口径は右記の円コードを参照



◎下水道使用料(2ヶ月当たり)

基本料金 金額	従量料金(排除汚水量1m ³ につき)	
	汚水量	金額
基本料金 550円	1m ³ ~40m ³ 以下	143円
	40m ³ を超え200m ³ 以下	154円
	200m ³ を超えるもの	165円

1 この下水道使用料徴収額に不公平がある場合は、この区分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、つくば市に対して審査請求をすることができます。

なお、この区分があったことを知った日の翌日から起算して、3か月以内であっても、この区分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

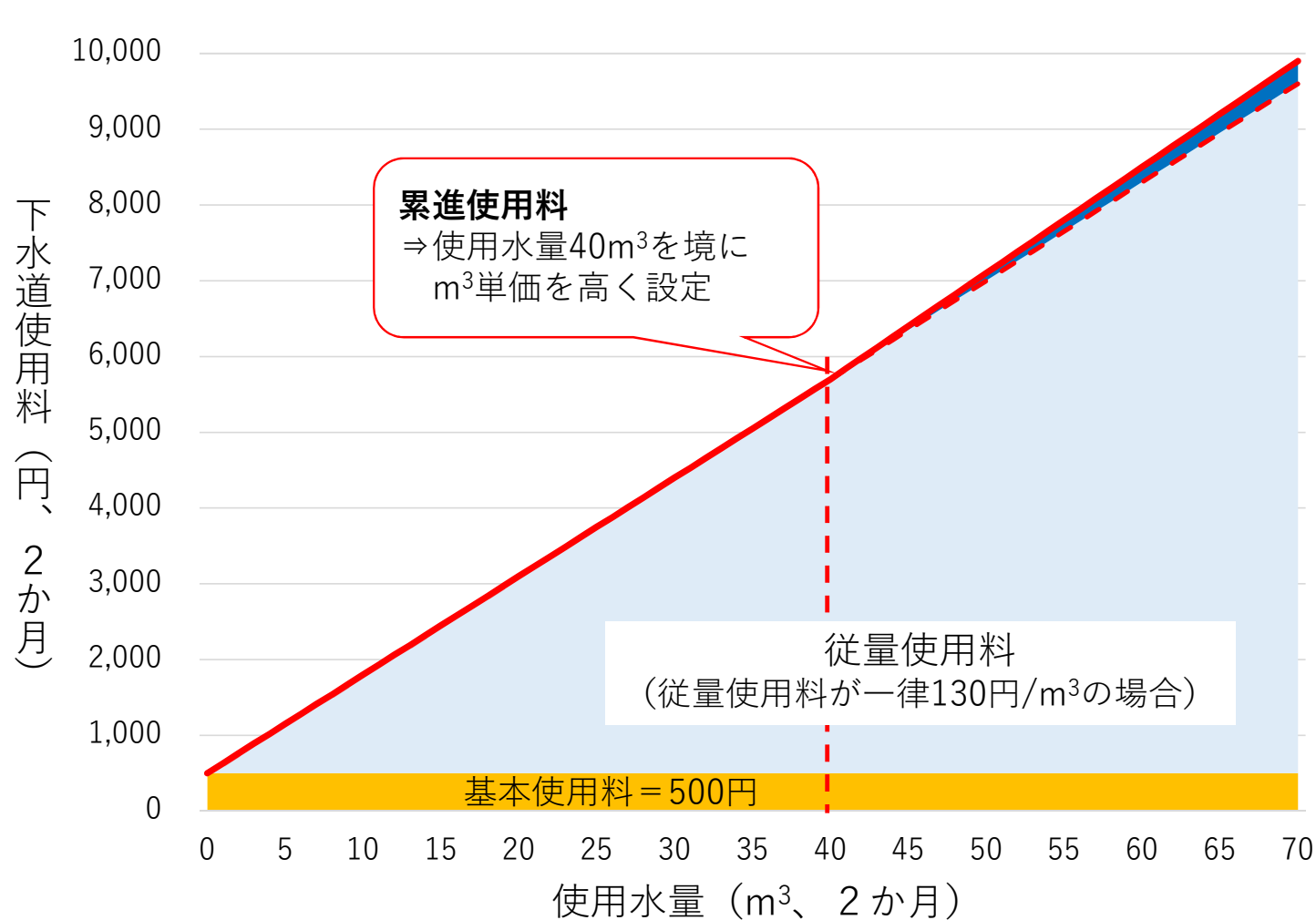
2 上記1の審査請求に対する審査結果に不服し、当該審査請求に対する審査結果があったことを知った日の翌日から起算して、3か月以内で、市を被告として訴訟においてつくば市を代表する者はつくば市民となります。、処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する審査結果を以て処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても審査結果がないとき。
- (2) 処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他処分を履行しないことにつき正当な理由があるとき。

つくば市水道お客様センター
(受託者 株式会社エヌ・エス・エス) TEL 029-851-2811

発行事業者：つくば市水道事業
登録番号：FE-9002-2020-0330

基本使用料と従量使用料



(税抜き、2か月)

世帯人数	使用水量(m³)	使用料(円)
0	0	500
1	12	2,060
2	24	3,620
3	36	5,180
4	48	6,820
5	61	8,640
6	73	10,320
7	85	12,000
8	97	13,680

※使用水量は204L/人/日として算出、
小数点以下切り捨て

使用料体系の種類

項目		内容	全国採用 団体数※1	全国採用団体 割合(%)※1
I	定額使用料制	1世帯当たりまたは1人当たりの下水道使用に伴う単価を設定しその数に応じて徴収する制度	10	0.9%
II	水道料金比例制	水道料金の一定割合を下水道使用料として徴収する制度	16	1.4%
III	基本使用料	使用水量の有無に係わりなく一定金額を徴収	1,099	93.9%
IV	従量使用料	従量使用料：使用水量の増加に応じて使用料が増額		
		III + IV 二部使用料制		
V	基本水量制	一定量の範囲まで従量料金を徴収せず、基本使用料のみを徴収	946	80.8%
VI	累進使用料制	排出量の増加段階に応じて1m ³ 当たりの使用料単価を高く設定	927	79.2%
VII	水質使用料制	排水の水質濃度に応じて、一定の基準を超える濃度の排水を排出する使用者に上乗せして徴収	64	5.5%

※「下水道統計 令和3年度 日本下水道協会」より、公共下水道事業実施団体(1,171団体)の実績を集計。

複数の制度を併用している団体があるため合計は100%にならない。

使用料体系の種類

Ⅲ(基本使用料) + Ⅳ(従量使用料): 二部使用料制・・・つくば市採用

特徴: 使用量に係わりなく固定的に発生する経費と、使用量に応じて変動する経費を賄う二部使用料制(基本使用料 + 従量使用料)は、下水道法の趣旨に照らして合理的なものであり、現状で多くの団体に採用されています。

留意点: 将来の人口減少等に伴う使用水量・収入の減少が見込まれる中で、使用料対象経費を基本使用料・従量使用料へ合理的に配賦することが、経営の安定性の確保の観点から重要になりますが、基本使用料が高額となることが懸念されます。

Ⅵ 累進使用料制・・・つくば市採用

特徴: 累進使用料制は、急激な人口増加、高度経済成長に対応し、多量に水を使用する事業者に対して、水の使用を抑制することを目的に導入された制度です。

留意点: 大口使用者に対して重い負担を強いており、大口使用者の汚水排出量が鈍化すると有収水量の減少以上に使用料収入が減少し、下水道事業経営に多大な影響を及ぼすリスクがあります。

使用料体系の種類

I 定額使用料制

特徴:排水の形態が似かよった地域(農業集落排水など)では合理的な制度であり、使用料の算定が極めて簡単です。

留意点:使用者間の使用水量に格差がある場合(事業所などの営業汚水量の割合が多い)、負担の公平性が保てません(一般家庭の負担増)。

II 水道料金比例制

特徴:水道料金の一定割合であることから使用料の算定が簡単で、水道事業と下水道事業経営の一体性が確保できます。

留意点:水道料金が基準になることから、水道料金以上に下水道使用料を引き上げることが困難で、一般に下水道対象経費が大きい
ため採用されている自治体は少ない状況です。

V 基本水量制

特徴:下水道供用開始当初に、生活に必要な最低限の発生下水量を基本料金に含めることで、下水道への接続を促進し、下水道の目的である公衆衛生の向上に寄与するため、多くの自治体で導入された制度です。

留意点:污水处理施設の普及が進んだ現在では当初の目的は薄れていることに加え、近年の少子高齢化により単身世帯が増加している状況下では、環境負荷低減に資する節水世帯へのインセンティブ(節水意識の高い家庭への恩恵)が生じにくい制度です。本市ではH18年度の使用料改定で廃止しています。

VII 水質使用料制

特徴:高濃度の污水排出者の水質改善努力へのインセンティブを目的とした制度です。

留意点:水質の認定を的確に行う必要があり、事務量が増加し労力と使用料対象経費が必要になるため、工場系の排水の多い一部の自治体でのみ採用されています。本市では事業者に対して一定基準の排水水質を規制する除害施設の設置条例や終末処理場を管理する流域下水道に対して水質に応じた負担金制度がないため、本市は本制度への適合性は低いものと考えられます。

使用料体系設定時の留意事項

(下水道使用料体系としての二部使用料制の原則化等)

- 将来の有収水量減少に備えるためには、**基本使用料と従量使用料からなる二部使用料制を原則とした上で、基本使用料の割合を漸進的に高めていく必要がある。**
- 急激に基本使用料割合を高めることによる影響が生じないように、必要に応じ激変緩和措置を講ずるなど、適切に対応する必要がある。

(適切な累進度の設定)

- 使用水量の大半を占める小口使用者の負担を小さくするために、一部の大口使用者のみに過度な負担を強いることは、景気動向で水量の多寡が左右され、経営の不安定化を招くとともに、民間企業等の転出や自己処理への変更を誘発して、結果的に小口使用者の負担増を招くおそれがある。このため、従量使用料における累進度の設定に当たっては、**使用水量区分ごとの使用者分布の実態及び今後の見通しを十分に踏まえつつ、ボリュームゾーンに分布する使用者群において、汚水処理原価(※1)に近い使用料単価(※2)を負担することが基本となるよう留意すべきである。**

※1 汚水処理原価：1立方メートルあたりの処理費用、R5 151.2円/m³

※2 使用料単価：1立方メートルあたりの収入額、R5 148.9円/m³

(基本水量制の解消)

- 基本水量制は、制度導入時の考え方が不明となっている事業体も多く、基本水量の範囲内の使用者間の負担の公平性の観点から課題も生じている。「水道料金算定要領」においても漸進的に解消する方向性が示されており、今後、下水道使用料体系においても同様に**解消させていくことが望ましい。**

(出典 下水道使用料改定の基本的な考え方について(公益社団法人 日本下水道協会)
国土交通省令和2年7月人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会報告書)

県内の状況

- 二部使用量制は
ほぼ全ての団体で採用
- 基本水量制の採用率は高い
(40/47≒85%)
- つくば市の累進度は
平均より小さい
- つくば市の累進区分は
平均より小さい
- つくば市の基本使用料は
平均より大幅に安価

自治体名	現行 使用料体系 施行年月日	使用料体系			基本水量 (m ³ /月)	累進度 (②÷①)	最小従量 (税抜) 単価①	最大従量 (税抜) 単価②	累進 区分	1か月 基本使用料 (税抜)	一般家庭20m ³ 1か月使用料 (税抜)	2か月 基本使用料 (税抜)	一般家庭40m ³ 2か月使用料 (税抜)
		二部 使用料制	基本 水量制	累進制									
水戸市	R1. 10. 1	○	○	○	8	4. 52	52	235	6	1, 064	2, 718	2, 128	5, 436
日立市	H9. 6. 1	○	○	○	10	1. 63	135	220	6	1, 200	2, 550	2, 400	5, 100
土浦市	H10. 5. 1	○	○	○	10	1. 46	130	190	7	1, 200	2, 500	2, 400	5, 000
古河市	R1. 10. 1	○	○	○	10	1. 25	160	200	3	1, 300	2, 900	2, 600	5, 800
石岡市（石岡処理区）	S58. 4. 1	○	○	○	10	1. 31	130	170	5	1, 200	2, 500	2, 400	5, 000
石岡市（八郷処理区）	H14. 10. 1	定額制	—	—	—	—	—	—	—	2, 400	3, 273	4, 800	6, 546
結城市	H17. 10. 1	○	○	○	10	1. 25	160	200	5	1, 500	3, 100	3, 000	6, 200
龍ヶ崎市	R2. 4. 1	○	○	○	7	1. 77	130	230	9	900	2, 590	1, 800	5, 180
下妻市	H11. 9. 20	○	○	○	10	1. 33	150	200	3	1, 400	2, 900	2, 800	5, 800
常総市	H30. 10. 1	○	○	○	10	1. 27	150	190	5	1, 500	3, 000	3, 000	6, 000
常陸太田市（常陸太田地区）	H2. 4. 2	○	○	○	10	1. 25	120	150	4	1, 200	2, 400	2, 400	4, 800
常陸太田市（金砂郷・水府地区）	H19. 4. 1	○	○	○	10	1. 20	150	180	4	1, 500	3, 000	3, 000	6, 000
北茨城市	H26. 4. 1	○	○	○	10	1. 22	180	220	5	1, 700	3, 500	3, 400	7, 000
笠間市	R4. 4. 1	○	○	○	10	1. 21	161	195	4	1, 610	3, 220	3, 220	6, 440
牛久市	R6. 4. 1	○	○	○	10	1. 54	127	196	6	1, 300	2, 570	2, 600	5, 140
つくば市	H18. 8. 1	○	—	○	—	1. 15	130	150	3	250	2, 850	500	5, 700
ひたちなか市	H13. 10. 1	○	○	○	10	1. 23	130	160	4	1, 200	2, 500	2, 400	5, 000
鹿嶋市	H14. 4. 1	○	○	○	10	1. 26	135	170	4	1, 200	2, 550	2, 400	5, 100
潮来市	H16. 4. 1	○	○	○	10	1. 38	160	220	4	1, 600	3, 200	3, 200	6, 400
守谷市	R1. 10. 1	○	—	○	—	3. 30	46	152	5	466	1, 986	932	3, 972
常陸大宮市	H3. 12. 16	○	○	○	10	1. 29	140	180	5	1, 400	2, 800	2, 800	5, 600
那珂市	H20. 4. 1	○	○	○	10	1. 29	140	180	5	1, 400	2, 800	2, 800	5, 600
筑西市	R1. 10. 1	○	○	○	10	1. 38	160	220	5	1, 360	2, 960	2, 720	5, 920
坂東市	H26. 4. 1	○	○	○	10	1. 26	140	177	5	1, 409	2, 818	2, 818	5, 636
稲敷市（江戸崎、桜川、東地区）	H26. 4. 1	○	○	○	10	1. 23	130	160	4	1, 500	2, 800	3, 000	5, 600
稲敷市（新利根地区）	H26. 4. 1	○	○	○	10	1. 23	130	160	4	1, 300	2, 600	2, 600	5, 200
かすみがうら市	H26. 4. 1	○	○	○	10	1. 50	120	180	7	1, 100	2, 300	2, 200	4, 600
桜川市	H17. 10. 1	○	○	○	10	1. 06	180	190	2	1, 800	3, 600	3, 600	7, 200
神栖市	H28. 4. 1	○	○	○	10	1. 20	150	180	4	1, 200	2, 700	2, 400	5, 400
行方市	H8. 12. 16	○	○	—	10	1. 00	170	170	1	1, 600	3, 300	3, 200	6, 600
鉾田市	H25. 1. 1	○	○	○	10	1. 08	120	130	2	2, 200	3, 400	4, 400	6, 800
つくばみらい市	H20. 4. 1	○	—	○	—	2. 43	70	170	6	500	2, 500	1, 000	5, 000
小美玉市	H21. 2. 1	○	—	○	—	4. 75	40	190	4	900	2, 800	1, 800	5, 600
茨城町	H15. 9. 30	○	○	○	10	1. 77	130	230	5	1, 200	2, 500	2, 400	5, 000
大洗町	H7. 9. 29	○	○	○	10	1. 31	130	170	5	1, 200	2, 500	2, 400	5, 000
城里町	R1. 10. 1	○	○	○	10	1. 29	140	180	5	1, 300	2, 700	2, 600	5, 400
東海村	H1. 4. 1	○	○	○	10	1. 23	130	160	4	1, 100	2, 400	2, 200	4, 800
美浦村	H16. 3. 10	○	○	○	10	1. 27	150	190	5	1, 500	3, 000	3, 000	6, 000
阿見町	H30. 4. 1	○	○	○	10	1. 50	120	180	6	1, 300	2, 500	2, 600	5, 000
河内町	H4. 12. 25	○	○	○	10	1. 31	130	170	5	1, 300	2, 600	2, 600	5, 200
八千代町	H15. 9. 20	○	○	○	10	1. 33	150	200	3	1, 400	2, 900	2, 800	5, 800
五霞町	H1. 4. 1	○	○	○	10	1. 21	140	170	4	1, 300	2, 700	2, 600	5, 400
境町	H9. 6. 1	○	○	○	10	1. 25	160	200	3	1, 400	3, 000	2, 800	6, 000
利根町	H9. 9. 1	従量のみ	—	—	—	1. 00	120	120	1	0	2, 400	0	4, 800
取手地方広域下水道組合	R6. 4. 1	○	—	○	—	1. 82	110	200	7	500	3, 000	1, 000	6, 000
日立高萩広域下水道組合	H9. 6. 1	○	○	○	10	1. 38	160	220	6	1, 450	3, 050	2, 900	6, 100
ひたちなか・東海広域事務組合	H3. 4. 1	○	○	○	10	1. 09	220	240	2	2, 000	4, 200	4, 000	8, 400
県内平均	H17. 10. 1	45/47	40/47	44/47	7or8m3:2団体 10m3:38団体	1. 52	135. 1	185. 8	4. 5	1, 283. 2	2, 822. 0	2, 566. 3	5, 644. 0

※）水質使用料制の団体なし、特定公共下水道事業の鹿島臨海、常総市除く

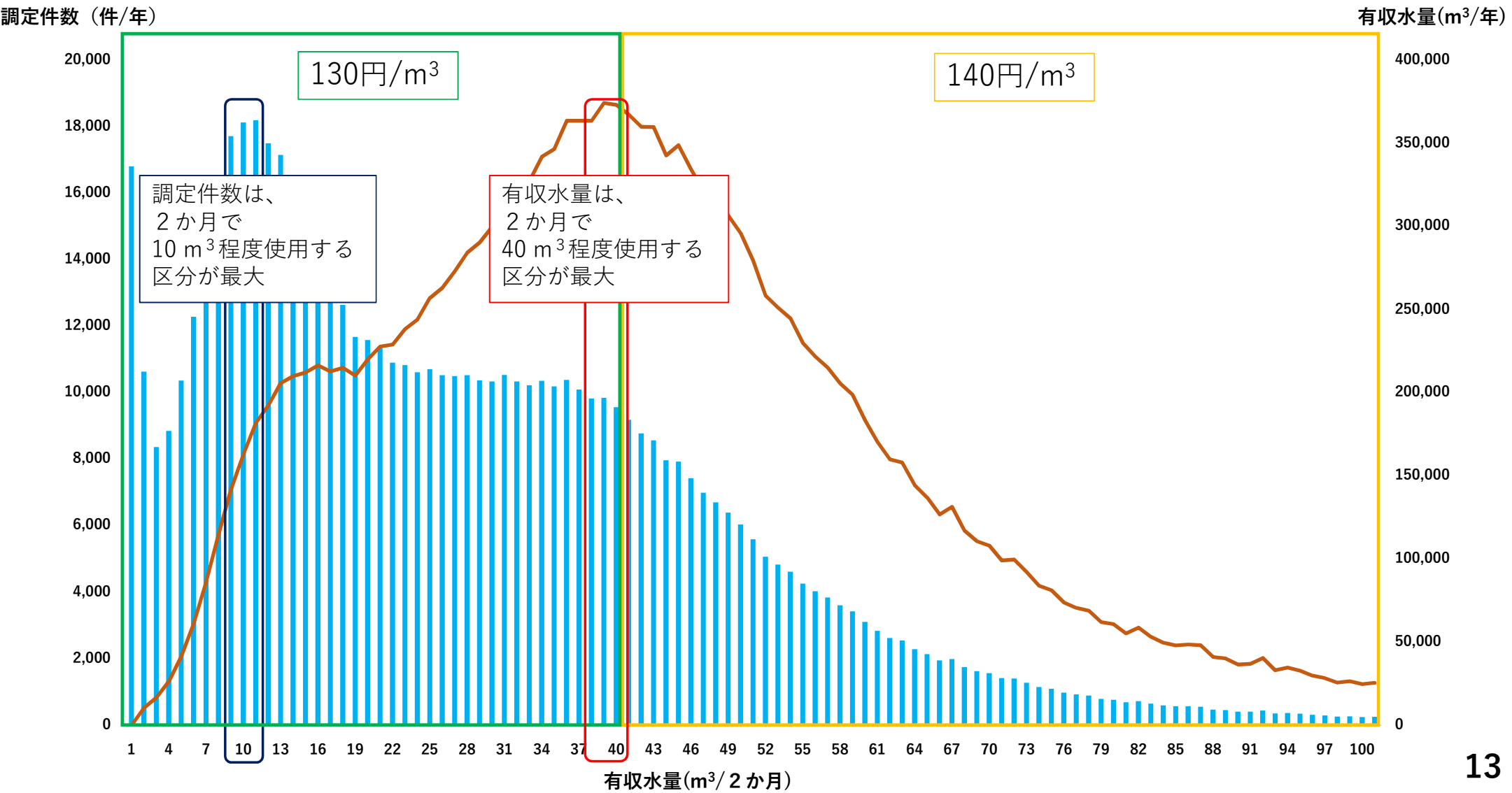
類似団体の状況

- 基本水量制の採用率は県内より低い（類似団体57％
県内 85％）
- 累進度の平均は県内より大きい
- 累進区分の平均は県内より大きい

自治体名	現行 使用料体系 施行年月日	使用料体系			基本水量 (m ³ /月)	累進度 (②÷①)	最小従量 (税抜) 単価①	最大従量 (税抜) 単価②	累進 区分	1か月 基本使用料 (税抜)	一般家庭20m ³ 1か月使用料 (税抜)	2か月 基本使用料 (税抜)	一般家庭40m ³ 2か月使用料 (税抜)
		二部 使用料制	基本 水量制	累進制									
北海道_函館市	H23. 10. 1	○	○	○	10	1. 40	137	192	5	1, 370	2, 740	2, 740	5, 480
北海道_釧路市	R4. 4. 1	○	—	○	—	23. 13	15	347	7	1, 382	3, 990	2, 764	7, 980
北海道_帯広市	R3. 1. 1	○	—	○	—	4. 98	50	249	6	790	2, 700	1, 580	5, 400
北海道_北見市	H26. 10. 1	○	—	○	—	2. 79	75	209	3	759	3, 291	1, 518	6, 582
青森県_弘前市	R7. 5. 1	○	○	○	10	1. 82	193	352	6	1, 443	3, 373	2, 886	6, 746
秋田県_秋田市	H15. 4. 1	○	○	○	10	2. 36	181	427	6	1, 020	2, 830	2, 040	5, 660
山形県_山形市	H10. 4. 1	○	○	○	10	1. 48	200	295	5	1, 050	3, 050	2, 100	6, 100
福島県_福島市	H15. 4. 1	○	○	○	10	2. 17	150	325	6	1, 100	2, 600	2, 200	5, 200
茨城県_水戸市	R1. 10. 1	○	○	○	8	4. 52	52	235	6	1, 064	2, 718	2, 128	5, 436
茨城県_土浦市	R1. 11. 1	○	○	○	10	1. 46	130	190	7	1, 200	2, 500	2, 400	5, 000
茨城県_つくば市	H18. 8. 1	○	—	○	—	1. 15	130	150	3	250	2, 850	500	5, 700
群馬県_前橋市	H14. 4. 1	○	○	○	8	1. 45	110	160	4	640	1, 960	1, 280	3, 920
群馬県_高崎市	H16. 7. 1	○	○	○	8	1. 94	108	210	4	680	1, 976	1, 360	3, 952
新潟県_長岡市	R5. 4. 1	○	○	○	8	1. 73	110	190	5	880	2, 360	1, 760	4, 720
新潟県_上越市	R5. 4. 1	○	○	○	5	3. 99	79	315	5	1, 518	3, 818	3, 036	7, 636
富山県_富山市	H20. 4. 1	○	—	○	—	5. 75	60	345	8	600	2, 800	1, 200	5, 600
富山県_高岡市	H21. 4. 1	○	○	○	10	1. 75	184	322	5	1, 320	3, 160	2, 640	6, 320
石川県_金沢市	H21. 4. 1	○	—	○	—	6. 33	27	171	9	900	2, 410	1, 800	4, 820
石川県_白山市	H27. 7. 1	○	○	○	10	1. 31	123	161	4	1, 190	2, 420	2, 380	4, 840
福井県_福井市	R1. 10. 1	○	—	○	—	20. 91	11	230	7	1, 050	2, 378	2, 100	4, 756
山梨県_甲府市	H21. 2. 1	○	—	○	—	3. 50	70	245	6	460	2, 210	920	4, 420
長野県_長野市	R1. 10. 1	○	○	○	8	1. 82	155	282	6	1, 353	3, 213	2, 706	6, 426
長野県_松本市	H13. 4. 1	○	○	○	10	1. 47	154	226	5	1, 320	2, 857	2, 640	5, 714
岐阜県_大垣市	R2. 4. 1	○	○	○	10	1. 17	117	137	2	1, 164	2, 328	2, 328	4, 656
愛知県_豊川市	R7. 3. 1	○	—	○	—	10. 85	20	217	7	750	2, 615	1, 500	5, 230
愛知県_西尾市	R4. 4. 1	○	○	○	10	7. 50	30	225	6	700	1, 900	1, 400	3, 800
三重県_津市	R1. 10. 1	○	—	○	—	56. 17	6	337	7	760	2, 290	1, 520	4, 580
兵庫県_姫路市	R7. 4. 1	○	—	○	—	11. 11	36	400	9	1, 030	2, 880	2, 060	5, 760
鳥取県_鳥取市	H28. 10. 1	○	—	○	—	10. 78	27	291	9	956	2, 516	1, 912	5, 032
島根県_松江市	H23. 4. 1	○	—	○	—	3. 63	80	290	7	800	2, 800	1, 600	5, 600
山口県_下関市	R1. 10. 1	○	○	○	10	1. 14	167	190	5	1, 370	3, 033	2, 740	6, 066
山口県_山口市	H27. 10. 1	○	○	○	10	1. 39	151	210	3	1, 460	3, 060	2, 920	6, 120
山口県_周南市	R1. 10. 1	○	—	○	—	13. 38	16	214	9	1, 228	2, 978	2, 456	5, 956
佐賀県_佐賀市	H22. 7. 1	○	○	○	10	1. 62	178	289	5	1, 100	2, 880	2, 200	5, 760
宮崎県_宮崎市	R7. 4. 1	○	—	○	—	11. 67	24	280	6	898	2, 648	1, 796	5, 296
類似団体平均	H28. 10. 1	35/35	20/35	35/35	5or8m3:6団体 10m3: 14団体	6. 56	95. 9	254. 5	5. 8	1, 015. 9	2746. 6	2, 031. 7	5, 493. 3

※）水質使用料制の団体なし

調定件数と有収水量の分布



水量区分別使用状況

130円/m³

140円/m³

150円/m³

有収水量区分	調定件数	総有収水量 (m ³)	使用料 (千円:税抜)	使用料単価 (円/m ³)
0	16,767	0	8,005	—
1～5	50,503	156,808	43,885	279.86
6～10	84,808	687,776	131,336	190.96
11～15	80,387	1,036,874	174,828	168.61
16～20	60,598	1,085,847	171,407	157.86
21～25	53,581	1,231,413	186,861	151.75
26～30	52,273	1,463,496	216,387	147.86
31～35	51,503	1,699,628	246,705	145.15
36～40	48,525	1,841,860	263,703	143.17
41～45	40,673	1,745,603	248,452	142.33
46～50	31,716	1,518,902	215,818	142.09
51～60	39,637	2,179,722	309,127	141.82
61～70	19,905	1,292,627	182,961	141.54
71～80	10,005	749,078	105,876	141.34
81～90	5,433	461,589	65,185	141.22
91～100	3,179	301,969	42,588	141.03
101～150	5,029	594,517	83,730	140.84
151～200	1,376	236,627	33,433	141.29
201～300	1,503	370,446	52,734	142.35
301～400	846	292,667	42,293	144.51
401～500	561	251,751	36,697	145.77
501～1000	1,004	695,426	102,407	147.26
1001～2000	601	860,539	128,920	149.81
2001～3000	210	502,516	74,556	148.37
3001～4000	101	349,384	51,807	148.28
4001～5000	73	330,744	49,473	149.58
5001～10000	132	916,666	136,736	149.17
10001～50000	128	2,138,712	320,564	149.89
50001～100000	3	275,932	41,384	149.98
100001～	9	1,236,692	185,487	149.99
合計	661,069	26,505,811	3,953,345	149.15

用途区分別状況

調定データの使用者用途区分	集計用用途区分
一般住宅	①一般家庭用
アパート	
公務員住宅	
公的住宅	
営業	②事業用
仮設（工事現場などに仮設されるもの）	
独立行政法人	③公的機関
地方公共団体	
下水のみの使用（井戸水使用）	

※「下水のみの使用」には「使用者用途区分」がないため、最も使用量が多い③公的機関に分類した

用途区分別
使用状況

130円/m³

140円/m³

150円/m³

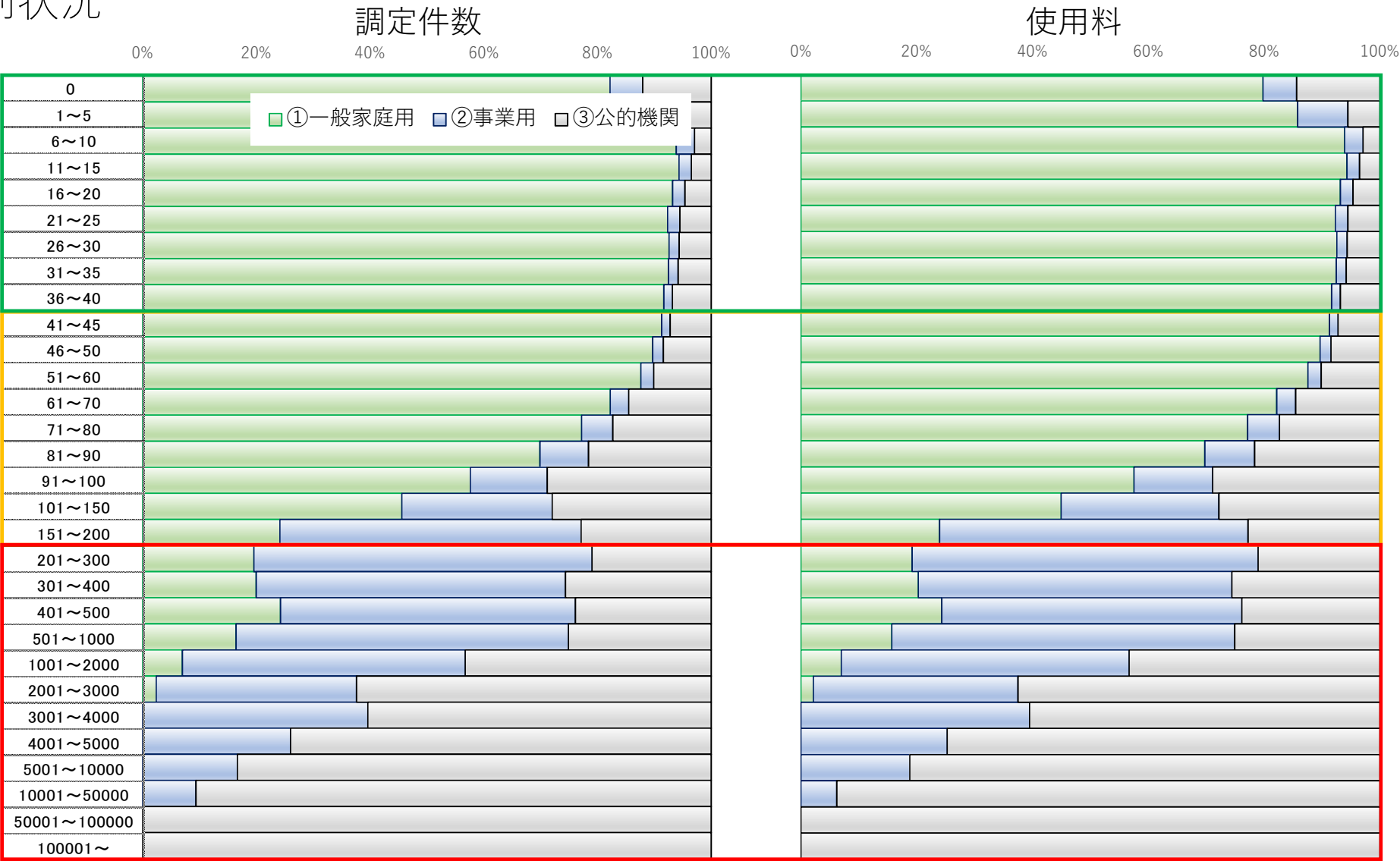
有収水量区分	調定件数				使用料(千円;税抜)			
	①一般家庭用	②事業用	③公の機関	合計	①一般家庭用	②事業用	③公の機関	合計
0	13,781	966	2,020	16,767	6,388	466	1,151	8,005
1～5	43,147	4,394	2,962	50,503	37,644	3,811	2,430	43,885
6～10	79,580	2,739	2,489	84,808	123,343	4,163	3,830	131,336
11～15	75,828	1,753	2,806	80,387	164,881	3,803	6,144	174,828
16～20	56,482	1,318	2,798	60,598	159,703	3,747	7,957	171,407
21～25	49,464	1,162	2,955	53,581	172,478	4,049	10,334	186,861
26～30	48,392	928	2,953	52,273	200,304	3,830	12,253	216,387
31～35	47,625	886	2,992	51,503	228,118	4,242	14,345	246,705
36～40	44,481	732	3,312	48,525	241,731	3,980	17,992	263,703
41～45	37,127	610	2,936	40,673	226,786	3,726	17,940	248,452
46～50	28,446	599	2,671	31,716	193,537	4,075	18,206	215,818
51～60	34,733	900	4,004	39,637	270,698	7,048	31,381	309,127
61～70	16,370	647	2,888	19,905	150,362	5,965	26,634	182,961
71～80	7,725	549	1,731	10,005	81,667	5,845	18,364	105,876
81～90	3,796	465	1,172	5,433	45,472	5,606	14,107	65,185
91～100	1,832	430	917	3,179	24,498	5,790	12,300	42,588
101～150	2,292	1,331	1,406	5,029	37,629	22,819	23,282	83,730
151～200	332	729	315	1,376	8,007	17,810	7,616	33,433
201～300	294	894	315	1,503	10,132	31,516	11,086	52,734
301～400	169	460	217	846	8,581	22,905	10,807	42,293
401～500	136	291	134	561	8,929	19,016	8,752	36,697
501～1000	165	587	252	1,004	16,076	60,651	25,680	102,407
1001～2000	42	299	260	601	8,995	64,106	55,819	128,920
2001～3000	5	74	131	210	1,611	26,350	46,595	74,556
3001～4000	–	40	61	101	–	20,463	31,344	51,807
4001～5000	–	19	54	73	–	12,505	36,968	49,473
5001～10000	–	22	110	132	–	25,714	111,022	136,736
10001～50000	–	12	116	128	–	19,877	300,687	320,564
50001～100000	–	–	3	3	–	–	41,384	41,384
100001～	–	–	9	9	–	–	185,487	185,487
合計	592,244 89.6%	23,836 3.6%	44,989 6.8%	661,069 100.0%	2,427,570 61.4%	413,878 10.5%	1,111,897 28.1%	3,953,345 100.0%

用途区分別状況

130円/m³

140円/m³

150円/m³

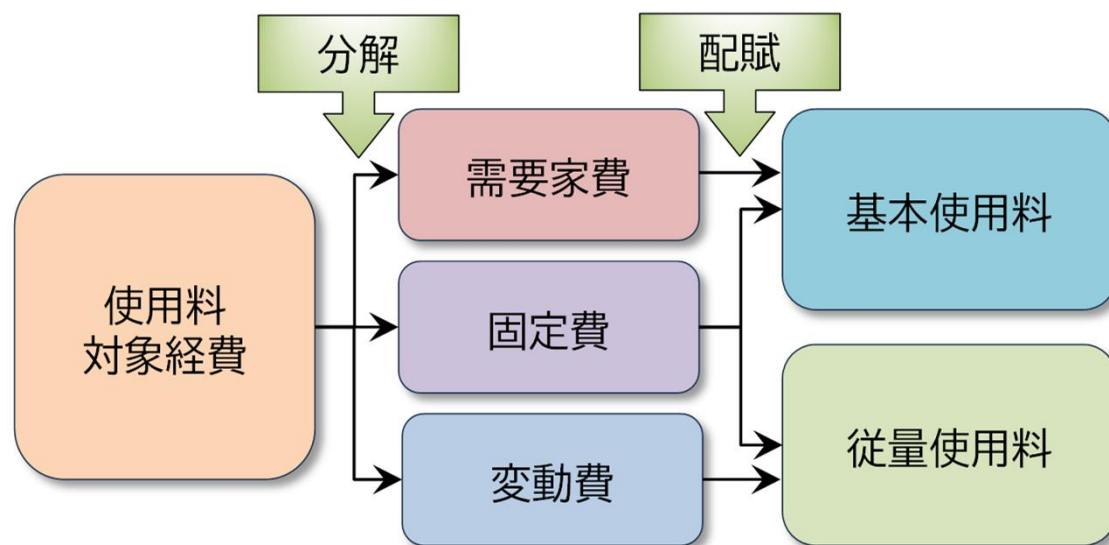


改定の方針（案）

- 二部使用量制・累進使用料制は維持
- 一般家庭が大半を占める小口使用者への影響を考慮しながら、基本使用料・従量使用料のバランスを検討する

使用料対象経費と その配賦について

使用料対象経費とその配賦



項目	内容
需要家費	使用水量の多寡に係わりなく使用者数に対応して増減する経費
固定費	使用水量・使用者数の多寡に係わりなく施設規模に応じて固定的に必要な経費
変動費	使用水量の多寡に応じて変動する経費

使用料対象経費の分解について

全体の 経費	維持管理費		資本費	
	雨水 処理費	汚水処理費	減価償却費 (雨水)	減価償却費、支払利子、資産維持費 (※) (汚水)
控除する 経費を算出	公費負担経費など		長期 前受金 戻入	公費 負担 経費
			長期前受金 戻入	公費 負担 経費
使用料対象 経費を算出	使用料の対象と ならない経費		使用料の対象と ならない経費	
	使用料対象経費		使用料対象経費	

全体の経費－控除する経費＝**使用料対象経費**



需要家費、固定費、変動費に分解

※資産維持費：将来の更新に備えるための経費

使用料対象経費の分解結果（精査中）

R8年度：使用料対象経費分解(千円)		需要家費	固定費	変動費	合計	
管路	職員給与費	-	22,128	5,001	27,129	0.6%
	修繕費	-	34,934	-	34,934	0.7%
	委託料	-	56,503	51,211	107,714	2.2%
	その他	-	1,370	-	1,370	0.0%
ポンプ場	職員給与費	-	21,334	4,220	25,554	0.5%
	動力費	-	-	194,568	194,568	4.1%
	修繕費	-	19,593	-	19,593	0.4%
	委託料	-	12,277	504,186	516,463	10.8%
	その他	-	-	-	-	0.0%
その他	職員給与費	-	107,774	18,463	126,237	2.6%
	流域維持管理負担金	-	227,617	1,277,734	1,505,351	31.3%
	委託料	31,898	-	-	31,898	0.7%
	その他	251,905	11,178	7,064	270,147	5.6%
	資本費	-	1,941,076	-	1,941,076	40.4%
合計		283,803 5.9%	2,455,784 51.1%	2,062,447 42.9%	4,802,034 100.0%	

需要家費+固定費
58%

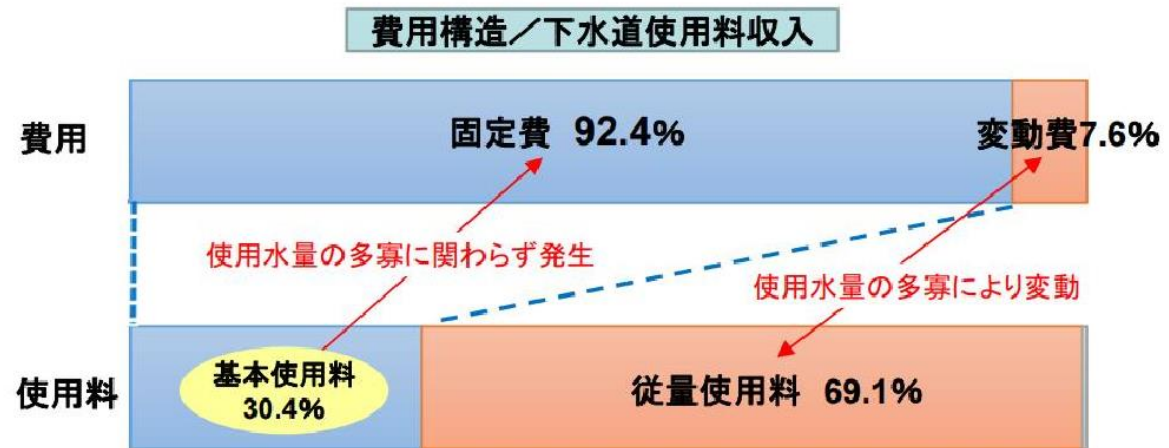
配賦の基本的な考え方

固定費及び需要家費は、基本使用料に賦課するのが適当だが、一部を基本使用料として賦課し、他は従量使用料として賦課することが妥当

現状：使用料収入に占める基本使用料の割合が、支出に占める固定費割合に比して低水準となっており、人口減少の進行により、下水道サービスの維持が困難になる恐れがある

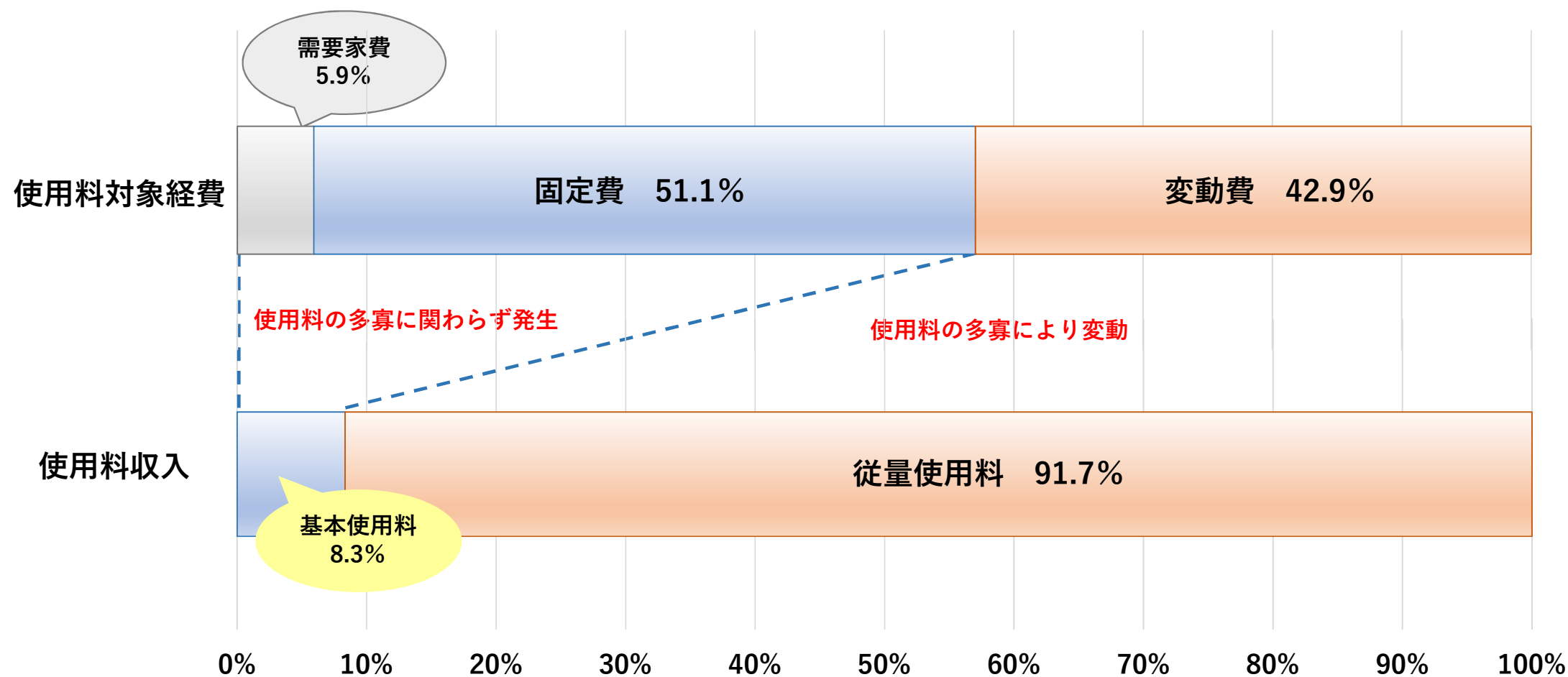
・費用構造に占める固定費の割合が9割以上を占める中、収入に占める基本使用料収入の割合は3割に過ぎず、費用構造に比して、非常に不安定な料金体系となっている。

・今後の人口減少等による使用水量の減少が見込まれる中で、下水道サービスを維持していくためには、基本使用料に配賦する固定費の割合を漸進的に高めていくことも視野に入れた使用料体系の設定が必要と考えられる。



(出典 下水道使用料改定の基本的な考え方について (公益社団法人 日本下水道協会)
国土交通省令和2年7月人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会報告書)

使用料対象経費の内訳と基本使用料・従量使用料収入の割合



まとめ

- 固定費（+需要家費）の占める割合に対して収入に占める基本使用料の割合は低く、他自治体と比較しても安価である
(資料3)
- 収入の大半を従量使用料に依存していることは、経営的には不安定
- 固定費及び需要家費は、基本使用料に賦課するのが適当だが、一部を基本使用料として賦課し、他は従量使用料として賦課することが妥当
- 急激に基本使用料割合を高めることによる影響が生じないよう、必要に応じ激変緩和措置を講ずるなど、適切に対応する必要がある。
(国交省「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会報告書」より)

次回の審議に向けて

- 基本使用料と従量使用料のバランスについて、
R8改定後の使用料収入48億円のうち、いくらを基本使用料とするかを考えます。
- 従量使用料の累進度、累進区分数は現在のままとし、
調定件数・水量は令和8年度の見込みを使用します。
- 3パターンの比較を予定しています。
 - ① 「適当」とされる、需要家費・固定費を全額基本使用料に賦課した場合
 - ② 基本使用料・従量使用料をそれぞれ20%（平均改定率）増やした場合
 - ③ 基本使用料の改定額を①、②の中間値とした場合

以上3パターンについて、各水量区分に属する使用者の下水道使用料が、どのように変化するかをお示しします。

次回準備する資料（案）

水量区分	現在の使用料 基本使用料500円	使用料① 固⇒100%基本使用料 基本使用料4,150円	使用料② 基・従+20% 基本使用料600円	使用料③ ①、②の中間 基本使用料2370円
0				
1～5				
6～10				
11～15				
16～20				
21～25				
26～30				
31～35				
36～40				
．．．				

スケジュール

開催時期等			主な審議事項	備考
令和 7年	1月28日	第1回	諮問 下水道使用料の改定について	
	2月26日	第2回	使用料体系について 使用料対象経費の配賦について	
	3月26日	第3回	基本使用料と従量使用料について	
	5月上旬	第4回	基本使用料と従量使用料について 累進度と累進段階について	
	6月上旬	第5回	基本使用料と従量使用料について 累進度と累進段階について	
	7月上旬	第6回	答申について	
	9月	—	下水道条例改正案を市議会に提出	